

宮古島市地球温暖化対策実行計画 [事務事業編]

平成28年度～平成32年度



平成28年3月

沖縄県宮古島市

目 次

第1章 基本的事項	
1-1. 計画の背景	1
1-2. 計画目的	1
1-3. 基準年度・計画期間・目標年度	1
1-4. 対象範囲	2
1-5. 対象とする温室効果ガス	2
第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標	
2-1. 基準年度の温室効果ガス排出量	3
2-2. 削減目標	5
第3章 具体的な取組	6
第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表	
4-1. 推進体制と役割	8
4-2. 点検体制	9
4-3. 進捗状況の公表	9
資料編	
宮古島市地球温暖化対策実行計画策定要領	11
地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）	12

第 1 章 基本的事項

1-1. 計画の背景

地球温暖化は、身近な生活環境から地球規模で直面している課題であり、世界でも多くの自然災害が発生するなど、地球温暖化による気候変動の影響が現れている。

わが国では、温室効果ガス削減目標を達成するための枠組みを定めた「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）に基づき、地方公共団体が実施する事務事業に伴って排出される温室効果ガスの削減に向けた実行計画の策定が義務付けられた。

1-2. 計画の目的

このような背景のもと、本市においても実行計画を策定し、温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取り組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

1-3. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を平成 26 年度とし、計画期間を平成 28 年度～平成 32 年度までの 5 年間とする。

目標年度については、平成 32 年度とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

※基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として設定する年度をいう。

1-4. 対象範囲

実行計画は、本市が行う全ての事務事業の実施にあたり、出先機関等を含めた全ての組織及び施設が排出する温室効果ガスを対象とする。また、指定管理者制度による事務事業についても含むものとする。ただし、その他外部へ委託等により実施する事務事業は対象外とする。この場合においては、受託者へ温室効果ガス削減に向けた配慮を要請していくものとする。

- ①市長部局
- ②教育委員会
- ③選挙管理委員会事務局
- ④監査委員事務局
- ⑤農業委員会事務局
- ⑥議会事務局
- ⑦上下水道部
- ⑧消防本部

1-5. 対象とする温室効果ガス

温対法に定める7種類の温室効果ガスのうち、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF6）、三フッ化窒素（NF3）については、日本の温室効果ガス排出量の占める割合が小さいことと、市自らの業務からは排出が想定されないため、これらの除く4種類のガスを対象とする。

温室効果ガス	人為的な発生源	地球温暖化係数(注1)	日本の排出量割合(注2)	本計画の対象物質
二酸化炭素 (CO2)	電気、ガソリン、灯油などの使用、廃棄物の焼却等	1	93.1	○
メタン (CH4)	公用車運行時の燃料の燃焼, 下水処理、廃棄物の燃焼	25	2.6	○
一酸化二窒素 (N2O)	公用車運行時の燃料の燃焼, 下水処理、廃棄物の燃焼	298	1.6	○
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	公用車のカーエアコン使用時	12~14,800	2.3	○
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用	7,390~10,300	0.2	△
六フッ化硫黄 (SF6)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用に使用	22,800	0.2	△
三フッ化窒素 (NF3)	半導体素子等の製造等	17,200	0.1	△

(注1) 各温室効果ガスの温室効果をもたらす程度を二酸化炭素を基準に比較して表した係数。

(注2) 環境省ウェブサイト [平成25年度温室効果ガス排出量(確報値)] 参照。

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

2-1. 基準年度の温室効果ガス排出量

本市の事務事業における基準年度となる平成26年度の温室効果ガスの排出状況は次のとおりである。

●温室効果ガス総排出量（CO2換算）

ガス	排出要因		活動量	合計 (t-Co2)	構成比 (%)	
二酸化炭素 (CO2)	施設の電気使用 ※1		kwh	28,701,141	24,626	63.4
	燃料の使用	ガソリン、混合油	L	179,380	416	1.1
		灯油	L	66,350	165	0.4
		軽油	L	53,954	139	0.4
		A重油	L	103,999	282	0.7
		液化石油ガス(LPG)	Kg	60,459	181	0.5
	廃プラスチック類の焼却		t	5,162	11,810	30.4
小 計				37,620	96.8	
メタン (CH4)	一般廃棄物の焼却		t	13,882	27	0.1
	自動車の走行		km	1,871,117	1	0.0
	下水及びし尿の処理		m3	14,041	12	0.0
	浄化槽によるし尿及び雑排水の処理		人	43,924	648	1.7
小 計				688	1.8	
一酸化二窒素 (N2O)	一般廃棄物の焼却		t	(上記と同じ)	223	0.6
	自動車の走行		km	(上記と同じ)	14	0.0
	下水及びし尿の処理		m3	(上記と同じ)	4	0.0
	浄化槽によるし尿及び雑排水の処理		人	(上記と同じ)	301	0.8
小 計				542	1.4	
ハイドロフルオロカー ボン(HFC)	自動車用エアコンディショナー		台	317	5	0.0
	小 計				5	0.0
合 計				38,854	100.0	

(注) 端数処理の都合上、合計及び内訳が一致しない場合があります。

※1 環境省公表の平成25年度実排出係数(0.000858t-co2/kWh)を用いて算出。

●施設別排出量（二酸化炭素のみ）

単位：kg-CO₂

対象施設	電気 使用量	ガソリン 混合油	灯油	軽油	A重油	液化石油 ガス(LPG)	廃プラスチ ック類の 焼却	合計	割合
平良庁舎 第2庁舎	781,440	66,215	0	2,663	0	0	0	850,318	2%
城辺庁舎	377,150	31,375	0	4,446	0	0	0	412,971	1%
上野庁舎	159,757	75,253	0	5,513	0	0	0	240,523	1%
下地庁舎	130,467	50,423	0	18,356	0	0	0	199,246	1%
伊良部庁舎	117	7,035	0	214	0	0	0	7,366	0%
消防本部	256,801	43,490	0	35,648	0	0	0	335,939	1%
上下水道部	6,409,047	33,074	0	295	784	0	0	6,443,200	17%
市長部局出先及 び指定管理	12,324,963	48,778	111,457	58,178	75,419	177,920	11,810,198	24,606,913	65%
教育委員会出先 及び指定管理	4,185,837	60,519	53,754	13,889	205,635	3,457	0	4,523,091	12%
	24,625,579	416,162	165,211	139,202	281,838	181,377	11,810,198	37,619,567	100%

－温室効果ガスの主な排出施設－

- ①庁舎 ②浄水場・水源地 ③浄化センター ④集落排水施設
 ⑤地下ダムポンプ施設 ⑥クリーンセンター ⑦学校 ⑧給食共同調理場
 ⑨マティダ市民劇場

2-2. 削減目標

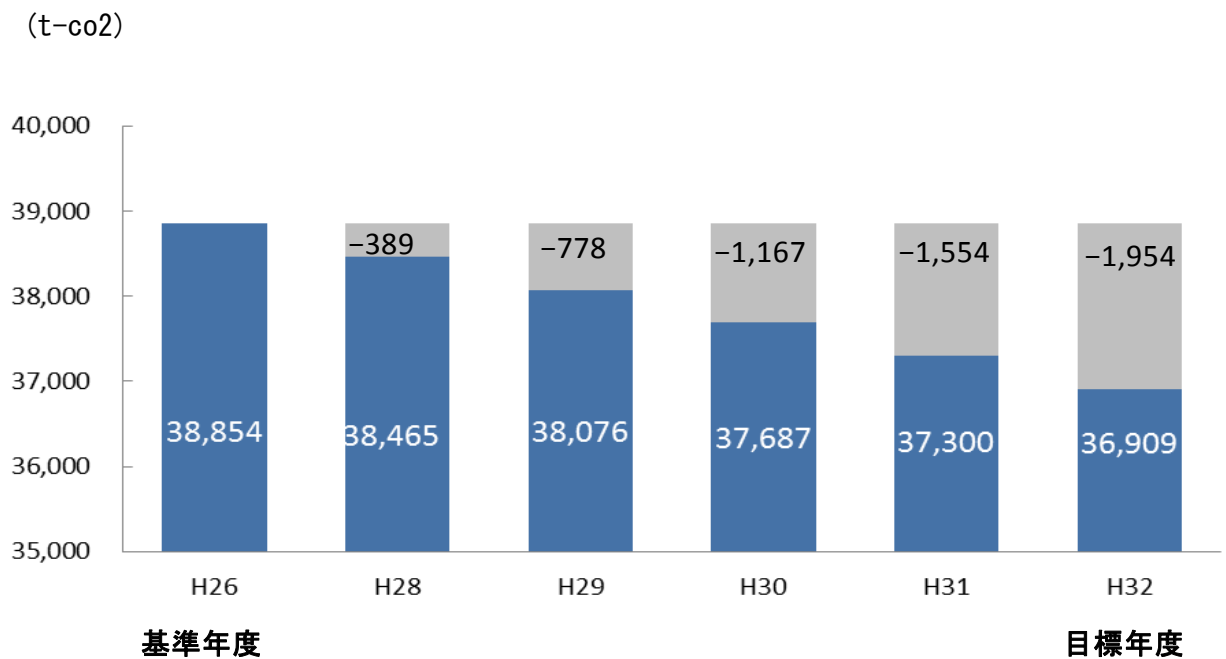
宮古島市の事務及び事業から排出される温室効果ガスの総排出量を毎年度1%ずつ積み上げることにより、平成28年度から平成32年度の5年間の間に総排出量を5%以上削減することを目標とする。

宮古島市の事務事業における削減目標

2020（平成32）年度における温室効果ガス排出量を2014（平成26）年度比で

5%以上削減

温室効果ガスの削減イメージ図



第3章 具体的な取り組み

(1) エネルギー削減

取組項目	具体的な取組内容
1 再生可能エネルギーの積極導入	①太陽光発電等、再生可能エネルギーを可能な限り導入する。(新規施設を対象とする)
2 施設の改善等	①市民や職員が使用する建築物については断熱性に優れた材料や設備の導入に努める。 ②高効率照明や空調への買い換えを古い設備から費用対効果を検証の上、順次行う。 ③公共施設の緑化を推進する。
3 電気使用量の削減	①不必要な照明の消灯を徹底する。 ②窓側の照明や廊下照明は必要最小限にする。また、自然光を活用する。 ③効果的、計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める。 ④庁舎冷房温度は28℃以上に設定することを原則とする。 ⑤冷房中の窓・出入口の開放禁止を徹底する。 ⑥OA機器の電源をこまめに切る。また、省電力モードを積極的に活用する。 ⑦OA機器の購入・交換に当たっては、エネルギー効率の良い機器の導入を図る。 ⑧エレベーターはなるべく使用しない。
4 燃料の使用量削減	①電気自動車の積極的な導入。 ②公用車の利用にあたり、走行ルートの合理化を図る。 ③車両整備の徹底、タイヤの空気圧など適正管理に努める。 ④車両の運転にあたっては経済走行に心掛け、空ふかし、不要なアイドリングを防止する。また、待機時のエンジン停止を励行する。 ⑤バイオエタノール、バイオディーゼル燃料の積極的な利用を推進する。
5 重油の使用量削減	①ボイラーの使用に当たっては、効率的な運転に努める。 ②ボイラー等の交換時には、熱効率の良い機種を導入を図る。

(2) 廃棄物の減量化・再資源化

取組項目	具体的な取組内容
1 廃棄物の減量化	①ゴミ類の分別収集を徹底する。 ②紙の使用量を抑制する。 ③物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。 ④ゴミの再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。 ⑤使い捨ての容器の購入は極力控える。

(3) 公共工事における環境影響の低減

取組項目	具体的な取組内容
1 環境に配慮した工事の実施	①公共工事の発注にあたっては、受注事業者に対して建設機材の利用における省エネ化を要請し、公共工事における環境負荷の低減を図る。

(4) その他の取組

取組項目	具体的な取組内容
1 職員の環境保全に関する意識向上	①職員1人ひとりが、地球温暖化対策の必要性を認識し、エネルギーの削減と有効利用を図ることが環境負荷の低減だけでなく費用の節減にもなることを理解して自発的な取組がなされるよう、職員への情報提供や研修を推進する。
2 エコアイランド宮古島推進計画の実行	①エコアイランド宮古島の具現化に向け策定しているエコアイランド推進計画の着実な実行に努める。

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

4-1. 推進体制と役割

実行計画の効果的な推進を図るため、「エコアイランド宮古島推進本部」（以下、「推進本部」という。）のもと「実行計画推進責任者」（以下「推進責任者」という。）及び「事務局」を配置し、意識の高揚及び実践の推進を図る。

（1）推進本部

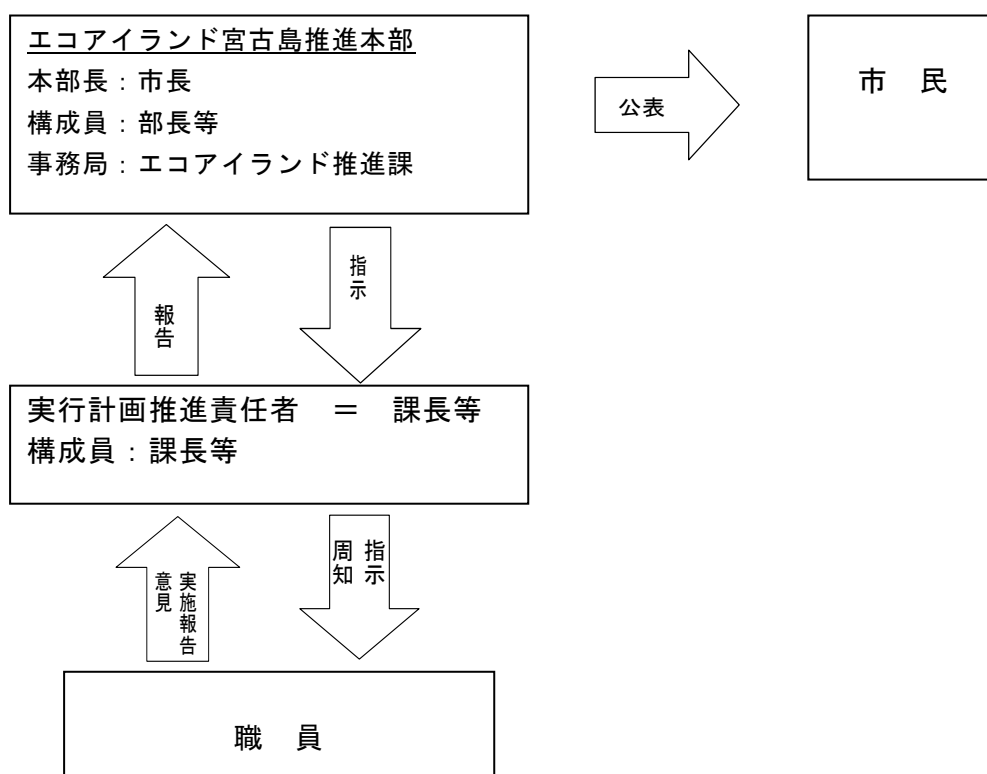
- ① 実行計画の策定及び改廃を行う。
- ② 実行計画の実施状況を把握し、計画の見直し等について協議を行う。
- ③ 策定された実行計画に定めた目標が達成されるよう推進責任者へ指示を行う。
- ④ 実行計画に基づく措置の実施状況に係る公表内容を確認する。

（2）推進責任者

- ① 各組織において中心的な役割を果たす為、各課（室、班）長を推進責任者とする。
- ② 推進本部の指示を受け、職員に対して指示や周知などを行う。
- ③ 実行計画の実施状況の確認を行い、実施における課題及び解決策を検討する。

（3）事務局

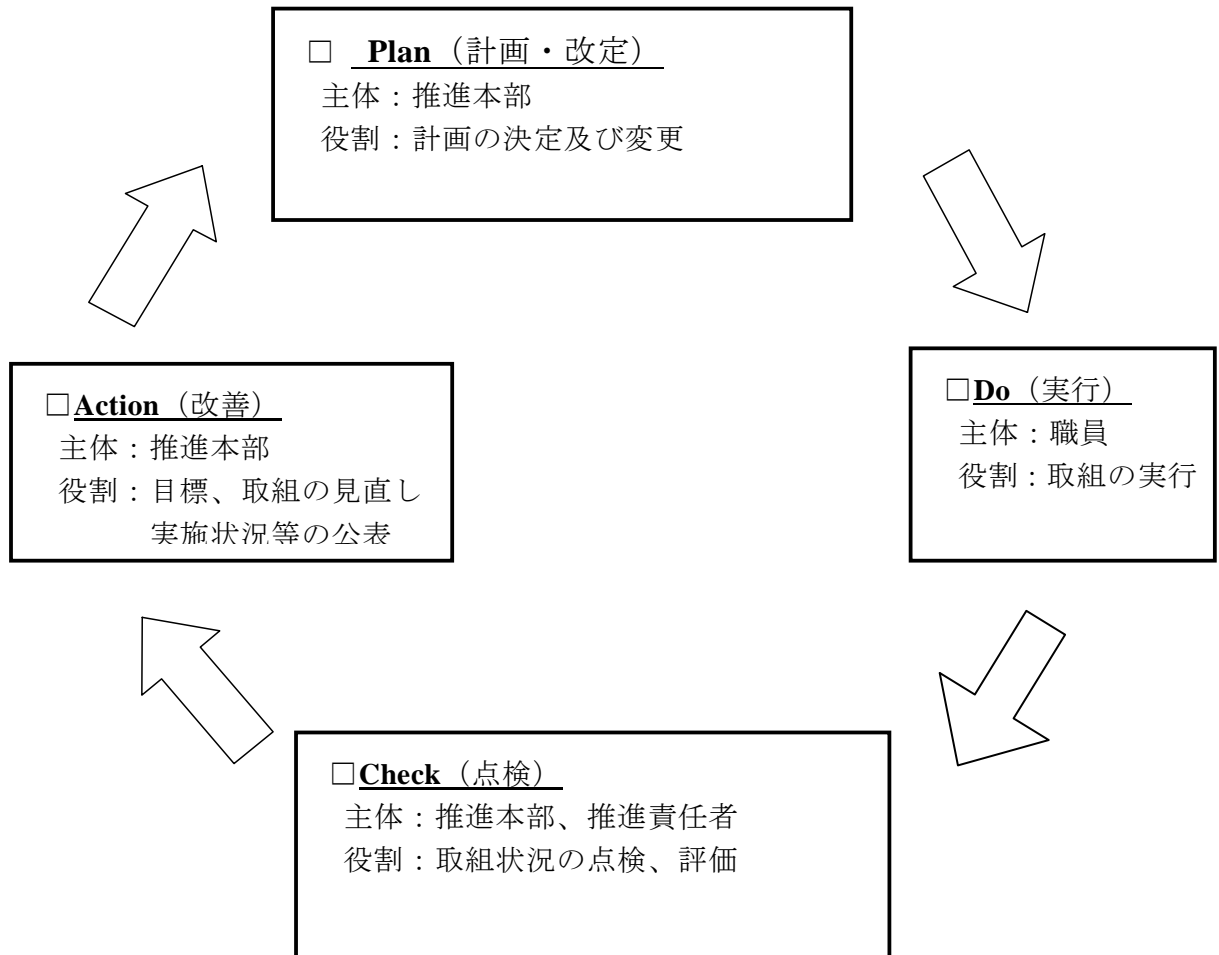
- ① 事務局はエコアイランド推進課に置く。
- ② 各組織の温室効果ガス排出状況、取り組み状況を取りまとめる。
- ③ 推進本部会議の庶務を行う。



4-2. 点検体制

事務局は推進責任者をとおり、進捗状況の点検を行い、エコアイランド宮古島推進本部において点検評価を行います。実行計画の推進を図るため、下のようなPDCA（Plan=計画、Do=実行、Check=点検、Action=改善）サイクルを構築する。

～PDCA サイクル～



4-3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び温室効果ガス排出量については、市HP等により公表します。

資料編

宮古島市地球温暖化対策実行計画策定要領	1 1
地球温暖化対策の推進に関する法律	1 2

宮古島市地球温暖化対策実行計画策定要領

平成 27 年 7 月 13 日市長決裁

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、地球温暖化対策の推進に係る法律（以下「法」という。）第 20 条の 3 第 1 項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務づけられている温室効果ガスの排出量削減のための措置に関する計画（以下、実行計画という。）を策定する上で必要な事項を定めるものとする。

(対象範囲)

第 2 条 実行計画は本市及び指定管理者が行う事務事業及び本市が管理する施設全般を対象とする。

(推進体制)

第 3 条 実行計画の効果的な推進を図るため、「エコアイランド宮古島推進本部」（以下「本部」という。）、「実行計画推進責任者」（以下「推進責任者」という。）」、「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行います。

(1) エコアイランド宮古島推進本部

本部長を市長、副本部長は副市長をもって充て、その他の本部員は部長等を構成員とする。実行計画の推進、点検、評価を行います。

(2) 実行計画推進責任者

各課（室、支所、班）又は施設を単位として責任者を置き、各課（室、支所、班）長又は施設長をもって充てる。

(3) 事務局

この要領に基づく取組を円滑に推進するために、実行計画事務局（以下「事務局」という。）を、エコアイランド推進課に置く。

(温室効果ガス排出量の把握)

第 4 条 推進責任者は事務事業により排出される温室効果ガスの排出量を 1 年ごとに事務局に報告する。

(実施状況等の点検・評価)

第 5 条 推進責任者は実行計画の取組を推進し、その実施状況の把握に努め、別に定める評価基準に従い評価を行ったうえで 1 年ごとに事務局に報告する。

(取組状況の報告・公表)

第 6 条 事務局は温室効果ガス排出量及び取組状況について取りまとめ、その結果を推進本部において実行計画に基づく措置の実施状況に係る公表内容を確認する。

第 7 条 この要領に定めるもののほか、実行計画の運用に必要な事項は、事務局において定める。

地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

○地球温暖化対策の推進に関する法律

（平成十年十月九日）
（法律第百十七号）
第百四十三回臨時国会
小淵内閣

地球温暖化対策の推進に関する法律をここに公布する。

（目的）

第一条 この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることに鑑み、地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

（平一四法六一・平一七法六一・平二五法一八・一部改正）

（定義）

第二条 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。

2 この法律において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

- 一 二酸化炭素
- 二 メタン
- 三 一酸化二窒素
- 四 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 五 パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 六 六ふっ化硫黄
- 七 三ふっ化窒素

4 この法律において「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。

5 この法律において「温室効果ガス総排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数（温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき政令で定める係数をいう。以下同じ。）を乗じて得た量の合計量をいう。

- 6 この法律において「算定割当量」とは、次に掲げる数量で、二酸化炭素一トンを表す単位により表記されるものをいう。
- 一 気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下「京都議定書」という。）第三条 7 に規定する割当量
 - 二 京都議定書第三条 3 に規定する純変化に相当する量の割当量
 - 三 京都議定書第六条 1 に規定する排出削減単位
 - 四 京都議定書第十二条 3 (b) に規定する認証された排出削減量
 - 五 前各号に掲げるもののほか、京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行する場合において同条 1 の算定される割当量として認められるものの数量
- （平一四法六一・平一七法六一・平一八法五七・平二五法一八・一部改正）

（地方公共団体の責務）

- 第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。
- 2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。
- （平一七法六一・一部改正）

（地方公共団体実行計画等）

- 第二十条の三 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。
- 2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 地方公共団体実行計画の目標
 - 三 実施しようとする措置の内容
 - 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項
- 3 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。
- 一 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項
 - 二 その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項
 - 三 公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
 - 四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第一百号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項
- 4 都道府県及び指定都市等は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効

果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するものとする。

- 5 指定都市等は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の指定都市等の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。
- 6 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 7 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。
- 8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。
- 10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。
- 11 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の抑制等に関し意見を述べることができる。
- 12 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。
(平一四法六一・旧第八条繰下・一部改正、平一七法六一・一部改正、平二〇法六七・旧第二十一条繰上・一部改正、平二五法一八・平二六法四二・一部改正)